

# 請 願 書

島 原 市  
市 長 吉 岡 庭 二 郎

島原市議会  
代表者議長 中 村 光 利

深 江 町  
町 長 横 田 幸 信

深江町議会  
代表者議長 白 井 次 夫

島原生き残りと復興対策協議会  
会 長 森 本 元 成

深江町雲仙・普賢岳噴火災害復興対策委員会  
委 員 長 細 波 克 雄

在京者による島原半島災害・復興対策本部  
本 部 長 田 代 則 春

## 行政・住民合同請願

### 一 はじめに

1 雲仙岳噴火災害に対する請願者

請願者は、長崎県島原市、島原市議会、長崎県南高来郡深江町、深江町議会、「島原生き残り」と復興対策協議会、「深江町雲仙・普賢岳噴火災害復興対策委員会」及び「在京者による島原半島災害・復興対策本部」である。

「島原生き残り」と復興対策協議会」は、島原市内のほぼ全団体である四四団体をその構成員とするものであり、また「在京者による島原半島災害・復興対策本部」は、在京者によって、雲仙岳噴火災害・復興を支援するため設立されたものであって、島原半島会（島原半島出身者を母体とする一市一六町の出身者の結合団体）及び島原半島の各市町別出身者で構成する島原会、深江会、関東有明会、小浜会や島原高等学校同窓会ほか一〇数団体

をその構成母体とするものである。

右両団体は、平成四年一月二七日、国会、関係中央官庁等に第一回の請願をなし、関係中央官庁におかせられては真摯に検討され、その検討結果はその後の雲仙岳噴火災害対策に寄与しているところと思われ、また、時の宮沢喜一総理に直接請願を許された等の実績を持つものである。

また、「深江町雲仙・普賢岳噴火災害復興対策委員会」は、深江町内の一八団体及び被

災地域代表者等を構成員とするものであって、平成三年八月以降、災害復興等のための活動を展開中である。

長崎県島原市及び長崎県南高来郡深江町は、共に土石流、火砕流等雲仙岳噴火災害によって甚大な被害を被った市町である。

## 2 第一回請願

平成四年一月二七日、「島原生き残りと復興対策協議会」（会長高橋三徳）と「在京者

による島原半島災害・復興対策本部」（本部  
長田代則春）は、地元住民等を代表して、国  
会や中央行政機関等に対して、別添(1)内容の  
請願をなし、関係行政機関は、別添(2)の通り  
の検討がなされているところである。

### 3

雲仙岳噴火災害に対し地元行政と住民関係  
団体が共同請願する理由

陳情・請願も、行政サイド、住民サイドが  
共に、それぞれの視点からそれぞれのルール

に則って別途にこれをするのが原則であろうが、雲仙岳噴火災害が長期化、大規模化するに及び、今は非常事態であるとの認識の下に、行政サイド、住民サイド双方が、行政と住民が真に一体となってこの重大局面に対処しなければ、この難関を切り抜けることは困難であるとの共通の認識の下に、請願の実を挙げ、るため、行政・住民が一体となった共同請願をすることとした次第である。

政府の雲仙岳噴火災害・復興対策や第一回  
請願との関係

われわれは国会が、国会決議や災害・復興  
対策についての前向きな検討など格別なご関  
心と多大なご支援を賜っていること、また政  
府が平成三年六月、関係二四省庁からなる  
「平成三年非常災害対策本部」を設置され、  
二一分野九八項目（現時点）にわたる被災者  
等救済対策を強力に推進され、更に平成五年  
四、五月の大規模土石流に対しても、長崎県



や地元・市町との緊密な連携の下に、各省庁一丸となった対策を講じていただいていることに対し、深甚な謝意を表するものである。

しかしながら、災害は四年目に入るも依然として終焉の兆しが見えないばかりか、より長期化、大規模化する様相さえ呈している状況にある。

自然災害は原則的には自助努力によって復興すべきであるとはいえ、警戒区域の設定によって、被災地への立入りが長期間にわたっ

て全面的に禁止されるなど自助努力を大幅に制限されており、大方の生活手段を奪われて相当厳しい生活を余儀なくされているのが現状である。

被災農民については現状の対策から一歩も二歩も前進した対策が必要であると考える。

また、商工業関係者等の中小企業者の中にも直接被害者の者も含まれ、そうでない者はすべて間接被害者であるが、これら中小企業者は大変厳しい状況にあって、いわゆる借金

漬けとなっており、今後災害貸付を受けるにしてもそのための担保能力は皆無に等しい状況にある。この面から、更なる思い切った方策が必要であると考ええる。

## 二 被害状況

国土庁作成による平成五年七月、雲仙岳噴火災害対策一覧（第七回改定版）による雲仙岳噴火災害の被害状況は、左の通りであって人的、

物的被害共に過去に例をみない程甚大なものである。

1 大規模火砕流による被害

大規模火砕流による被害については、国土庁等で正確に把握されていると思われるので、ここにはその概略を記すこととする。

(1) 人的被害

人的被害は、死者四一名（平成三年六月三日四〇名、平成五年六月二三日一名）の

多きを数え、負傷者一〇名（平成三年五月二六日一名、平成三年六月三日九名）に達し、行方不明者も三名（平成三年六月三日）である。

(2) 物的被害

建物は、住家の損傷（全壊、半壊及び一部損壊）二七一戸、非住家の損傷が五三七戸、合計八〇八戸に及んでいる。

2 土石流等による被害の状況

建物は、住家の損傷（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水と床下浸水）八三一戸、非住家の損傷四九五戸、建物合計で一三二六戸にも及んでいる。

### 3

警戒区域の設定及び避難勧告の設定と避難対象人員

警戒区域設定区域では、世帯数で五一九世帯、人員で二二一九名に達しており、避難勧告対象地域では、世帯数で三七二世帯、人員

で一三九五名に及んでおり、両者を併せると、世帯数で八九一世帯、人員で三六一四名という多人数である。

応急仮設住宅への避難の状況は、世帯数で八九一世帯、人員で三三一七名の多数となっている。

また、長崎県が調査した資料によると、雲仙岳噴火災害で平成六年二月二五日までに判明した分は、農林水産施設の被害は一五八億九九一〇万円、公共土木施設の被害は二八二

億五七八七万七千円、農林畜産物被害は一六六億一〇一九万二千円、商工被害は直接被害、間接被害を合わせると一一六九億四八〇三万円、その他の被害は直接被害、間接被害を合わせると四一億一七三〇万六千円であり、これら各被害を合計すると、実に一八一八億三二五〇万五千円という膨大な金額である。

### 三 請願内容



1 農地等に対する局地激甚災害の指定対象の  
拡大について

平成六年三月二日付けで「平成三年から平成五年までの間の火山噴火による長崎県島原市及び南高来郡深江町の区域に係る災害について激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、平成三年から平成五年までの間の火山噴火による災害で、長崎県島原市及び南高来郡深江町の区域に係るものについて、激甚災害に対

処するための特別の財政援助に関する法律

（以下「激甚法」という。）第五条による、

「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置や同法第二四条による「小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等」の英断をもった弾力的措置を講じられ、平成五年までに査定を終えた農地・農業用施設の災害復旧事業費として約三八億円を計上していただいたことに対して、われわれ行政・民間の請願者一同心から感謝申し上げる次第であ

る。

われわれは、中小企業者も一部は直接被害者、これ以外の者は間接被災者であり、非常に厳しい生活の状況にあることを強く認識しており、その意味で、先に中小企業信用保険の特例や設備近代化資金等の償還期限の延長、また政府系中小企業金融機関の低利融資等について、激甚法に準じた取扱を実施していたことに関しても、重ねて感謝の意を表すものである。

災害が長期化しその終焉の見通しも立たないといった特殊な状況にあることを強く考慮され、激甚法によるこれら全ての対象について、「安全確認後の現地査定に基づき、その適用を検討する。」といった原則的な方法ではなく、既に指定の恩典に浴した農地等や小災害債の場合同様、弾力的・適宜な方法で被害額の把握に努められ、災害継続中であつても、その指定があるよう重ねて強く要望するものである。

なお、同法が第五章に「その他の特別の財政援助及び助成」として規定する、第二二条の被災者用公営住宅建設事業に対する補助の特例や産業労働者住宅建設資金融通の特例について、被災者用公営住宅や産業労働者住宅は噴火災害が長期化している現状や今後の災害拡大の可能性等からして、問題が一段と深刻化している状況にかんがみ、なお一層柔軟な対応をお願いしたい。

激甚法指定外の農地等の取得に対する税制上の優遇措置について

今回、防災集団移転促進事業の円滑な実施を図る趣旨から、所得税、法人税につき、防災集団移転促進事業に係る特別控除制度が創設され、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（防災集団移転促進法）に基づき、移転促進区域内の土地を地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、所得税及び法人税における

二千万円の特別控除制度を創設していただいたことに対し、われわれはこれを評価するものである。

しかし、この制度の埒外にあって、被災地から離れてなお農業を継続しようとする被災農民、あるいは農業からの転業を考えている被災農民、あるいは被災中小企業者等被災商工業者の移転や宅地取得等に対して、その欲する土地を提供させようとする場合、売主側に対する税制上の問題が存在する。

すなわち、売主が被災農民の求めに応じその所有山林・農地等を売買する場合でも、売主は所得税法の規定によって一般的な山林所得や譲渡所得の場合と同様な所得税を負担しなければならない。この税制面の障害が、被災農民の土地取得の大きな妨げとなっているのが実情である。

売主が被災農民に対し、被災農民が取得しようとする山林・農地等を売り渡す場合、災害復興に協力していただくといった政策的観



点から、このような場合にも、防災集団移転促進事業に係る特別控除制度の趣旨を適用され、売主がさほど税の負担を感じることなく売渡できるよう税制上の格別の措置を講じていただくよう要望する。

この税制上の格別の措置は、被災農民との均衡上からも、被災商工業者が移転に必要な土地を求める場合等にも適用ないしは準用されるようお願いしたい。

なお、被災農民が農地を取得する場合にお

ける農地法の制限の緩和についても、格別のご配慮をお願いしたい。

3

中小企業者に対する貸付条件の一層の緩和  
・ 漁業者への対策の充実について

政府系中小企業金融機関の災害貸付金にか  
かる特別金融措置の適用期間の延長、これと  
歩調を合わせて長崎県の地域産業対策資金  
(雲仙岳噴火災害特別貸付) や雲仙岳噴火災  
害中小企業移転対策資金については最長一年

間の期間の延長がなされ現在は「平成六年七月三十一日」まで、その償還猶予措置が講じられているが、中小企業者等地元商工業者は、地元地域経済の落ち込みは厳しい状況にあつて、将来の展望がみえない半年刻みの適用期間の延長に不安を払拭しえないでいるというのが実態である。

そのような実態をご認識賜り、この種資金の返済については、災害貸付を受けた者が返済能力が生じた後に安んじて返済できるよう

にするため、噴火の終焉から三年間はその支払いを猶予するなどの償還猶予措置を講じていただきたい。

また、これから商工業関係者が新たに貸付を受けようにも既に限度一杯の貸付を受けており、関係資金等の借入限度額の引き上げ等の措置を講じていただいても、担保能力の点などからして、これ以上貸付を受ける能力はない。政府及び長崎県の関係資金については、政府関連機関及び長崎県の関連機関で、被災

者等のため災害貸付を担保する特別担保制度を創設するなどの対策を講じていただきたい。

また、国は漁業従事者に対して、雲仙岳噴火災害対策の一環として、農林漁業金融公庫の施設資金の災害貸付の貸付限度額の引上げ、農林漁業金融公庫の災害貸付金の利子支払いについての特別措置や天災融資法の適用を検討するため被害状況等の早期把握など鋭意努力されており、われわれとしてはこれを評価しているところであるが、前述した中小企

業者の場合と同じ問題があるので、漁業従事者に対しても、趣旨において中小企業者と同様な措置を講じていただくよう格別のご配慮をお願いする次第である。

4 長崎県による雲仙岳災害対策基金の大幅な増額等

長崎県による雲仙岳災害対策基金は、当初は三〇〇億円であったが、関係機関のご努力によって現在は六三〇億円に増額されている。

この基金は、住民等の自立復興支援事業等災害関係法令に基づく災害対策のいわゆる谷間を埋める意味で重要な役割を果たしており、また、今後その役割は一層増加するものと思われる。

しかし、その果実は、利息が大幅に低下している現在、関係者において特段の努力をされたとしても三パーセントに満たないものと思われ、このまま推移すれば、五年間の果実も九五億円程度であり、この種災害対策基金

としてはなお不十分であると思われる。

雲仙岳噴火災害の未曾有の長期化、大規模化によってもたらされるその影響の甚大化、深刻化に弾力的、かつ、きめ細かく対応していただくため雲仙岳災害対策基金の飛躍的な増額が要請されるところである。

われわれとしては、そのような状況を考慮し、この基金が一〇〇〇億円以上となるよう、国において地方債の許可及び財政支援方を強く要請する次第である。



また、長崎県による雲仙岳災害対策基金とは別に、火山国日本の災害管理としての視点から、そして今回の雲仙岳噴火災害に対し、長崎県、島原市及び深江町を合わせて三九万九七七六件、金額にして二二九億五八二一万三〇六七円（平成六年二月二十八日現在）にも及ぶ温かい義援金を賜った全国の方々、そして雲仙岳噴火災害の復興支援のため全国的にご署名頂いた五二三万七八三三名平成六年二月二十八日現在）という多くの方々に対する報

恩の意味からも、更に、その後発生した北海道南西沖地震災害や鹿児島県を中心とする集中豪雨災害等の教訓に照らしても、是非とも国による当初は一〇〇〇億円程度の全国的な災害に対する対策基金を、特別会計にするなどの方法で設置していただきたい。

更に、地方自治体が資金を拠出する災害共済制度は適切な制度と思われるので、この制度を検討され、実現させていただきたい。

高規格道路網の建設・整備について

防災都市づくりにとって、高規格道路網の整備は必要不可欠である。災害に強い道路網の整備は関係市町及び関係市町民が等しく望んでいるところである。災害時の大量避難対策のためにも、また復興対策のためにも規格の高い道路網の整備について、より一層早急かつ的確な措置を講じられたい。

現在、島原深江間の道路が既に着工されていることについては、災害時の避難道路として

て、また島原半島地域唯一の循環道路の機能を確保するものとして、大変喜ばしく思っているところである。将来に向けて、諫早方面や三県架橋に接続することを視野に入れた整備をお願いしたい。

更に、ご配慮願いたいのは島原鉄道についてである。島原鉄道には八五年間の長い歴史があり、交通機関が発達した今日においても、島原半島の最も主要な交通機関であることにはいささかも変わりはない。

その島原鉄道が大・中規模の火災流や土石流の度に寸断され、その復旧に火砕流や土石流の度に一億円以上の復旧費を要する等膨大な資金を必要とし、自力復旧はほとんど不可能な状態にある。

島原半島唯一の鉄道であり、主要な公共交通機関であることに格別なご認識を賜り安全性確保の観点から、特に、今後火砕流・土石流等による被害が予想される約二、四キロメートルの区間については高架方式による

復旧について、運輸省、建設省や国土庁を中心とする関係省庁の格別な配慮による可能な限りのご支援をお願いする次第である。

6 直接・間接被害者に多少ともゆとりのある生活を

既に述べた通り、被災者は直接被災者であると間接被災者であるとを問わず、農業・水産業従事者であると商工業者であるとを問わず、雲仙岳噴火災害が長期化し、大規模化す

るに及び、政府による二一分野、九八項目の雲仙岳噴火災害対策、長崎県や地元市町の諸対策が講じられているが、なお非常に厳しい生活を続けているのが実情である。

この点について、国会、中央行政機関等の関係機関におかせられては、是非とも充分なご認識とご理解を賜りたい。特に、被災住民の多くは、火砕流、土石流の危険のため警戒区域の設定により、長期間にわたり経済活動の制限を余儀なくされ、経済的なダメージは

極めて大きいものがある。

警戒区域の設定は、如何に長期間に及ぼうとも、人命に危険がある限り、いかなる事情があろうとも一切の妥協を排し続行されるのは当然である。

しかし、そのため極めて長期間にわたって住民の経済活動を停止させ、自助努力の道も制限される場合については、「基本は自助努力であり、国等の行政機関はこれを支援するもの」といった原則は、例外的措置として修



正されるべきものと考える。

関係地域住民が憲法二五条第一項の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」との趣旨に則り、被災前の生活とまではいかないまでも「若干のゆとりを持った人間らしい一定水準の生活が保てる」よう、施策のすべての面でご検討をお願いしたい。

7 河川の防災対策等について

国によって河川の防災対策が、水無川については大規模導流堤の建設、中尾川については思い切った拡幅工事等多額の予算を伴った工事が着々と実施に移されていることに対し、われわれは感謝申し上げているところである。

われわれは、これらの防災工事が、近代科学の粋を結集される等して、一日も早く完成し、噴火災害の中にあっても、安心して暮らして行ける日が一日も早く到来することを心から乞い願っているものである。

また、住民の多くは以前から眉山の大規模崩落の危険については不安を懐いているところである。

国、県においてもその対策を強力に進められているところであるが、一旦不測の事態が発生した場合、夥しい人命・財産が失われることは否定し得ないところであるので、災害に強い都市づくりの視点からも、関係省庁は県等とより密接な連携の下に、島原市民が安心して生活できる眉山対策を一層早期、かつ

強力に推進されたくお願いしたい。

これはわれわれの一致した切なる願いである。

#### 四 日弁連の意見等について

日本弁護士連合会では、本年二月二八日、関係機関に「災害対策基本法等の改正に関する意見書」を提出された。

その提言は、①警戒区域設定に伴う損失補償

制度の創設、②警戒区域等設定に関するシステムの見直し等、③長期化大規模災害対策法の制定、④恒常的災害対策基金の創設及び⑤住宅建物等災害についての国レベルでの共済制度の創設等を内容とするものと承っている。

雲仙岳噴火災害を契機として、全国的、長期的視点から、鋭意このような提言を纏められたことについて、我々は深甚の敬意を表しているものである。

われわれとしては、今は生き残りを懸けた今

日的視点からの請願であるので、その内容とするとところも自ずから異なるものの、法的側面からみたこの種提言を契機に、災害対策システム等がより充実されることを期待するものである。

## 五 おわりに

われわれは、行政の最高責任者である羽田孜総理の来島を強く要請したい。

来島の上、「生活者重視」などの視点から、

災害の実情をつぶさにご視察願ひ、地元住民の  
願ひを直接お聞きいただきたい。

以 上

平成六年六月二八日

請願者代表

島 原 市 長

吉 岡 庭二郎

島原市議会代表者議長

中 村 光 利

深 江 町 長

横 田 幸 信

深江町議会代表者議長 白井次夫

島原生き残りと復興対策協議会

会長 森本元成

深江町雲仙・普賢岳噴火災害復興対策委員会

委員長 細波克雄

在京者による島原半島災害・復興対策本部

本部長 田代則春



[連絡先]

島原市、島原市議会

〒855 長崎県島原市上の町537番地

T E L 0957-63-1111

島原生き残りと復興対策協議会

〒855 長崎県島原市高島町2丁目

島原商工会議所内

T E L 0957-62-2101

深江町、深江町議会

深江町雲仙・普賢岳噴火災害復興対策委員会

〒859-15 長崎県南高来郡深江町下2150番地

T E L 0957-72-2111

在京者による島原半島災害・復興対策本部

〒102 東京都千代田区九段北1丁目10番5号

第4NSビル6階 田代則春法律事務所内

T E L 03-3238-9045

F A X 03-3238-0781